

消費税軽減税率制度導入後の

実務対応税務研修会を開催します！！

公益社団法人村上法人会では、今年度第4回目の税務研修会を開催します。
消費税が10月から10%に引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度導入後の実務対応について、村上税務署法人課税部門担当官により、分かりやすく解説します。皆さん大勢ご出席ください。

記

(1) 日 時 令和元年 10 月 24 日 (木)

午後2時 ～ 3時30分

(2) 会 場 村上市生涯学習推進センター（マナボーテ）2階会議室

(3) 内 容

消費税軽減税率制度導入後の対応について

(4) 講 師 村上税務署法人課税部門担当官

(5) その他 会員及び会員外共に**受講無料**ですが、会場準備の都合上、受講希望される方は、10月4日（金）までに下記宛てお申し込み下さい。

なお、受講された方には、「受講証明書」が税務署に提出されます。

※テキスト等資料は、当日に配布いたします。

(定員になり次第締め切らせていただきます。)

公益社団法人**村上法人会** 村上市小町4-10 村上商工会議所内

TEL 50-1871 FAX 50-1872

.....切り取らないで FAX50-1872 宛お願いします。.....

第4回村上法人会税務研修会 受 講 申 込 書

法人名 _____

氏 名 _____

TEL

FAX